

相続・贈与税顧問 平成 27 年贈与税対応版(Ver.H27.20)の予定

平成 27 年分の贈与税申告書に対応した「相続・贈与税顧問 平成 27 年贈与税対応版 (Ver.H27.20)」のリリース予定についてご連絡します。

このプログラムは、平成 27 年 1 月 1 日以降に発生した相続税および贈与税の申告に使用していただけます。

なお、以下の内容は変更される可能性があります。あらかじめご了承ください。

- | | |
|------------------------------------|-----------------|
| 1. 発行プログラム | 5. バージョンアップについて |
| 2. 贈与税 改正の概要 | 6. フォルダーの構成 |
| 3. システムの対応内容 (予定) | |
| 4. 贈与税 平成 27 年分の先行入力、過年分データの利用について | |

1. 発行プログラム

1-1. 発行プログラムとバージョンアップの対象

発行プログラム	発行バージョン	バージョンアップの対象
相続・贈与税顧問	Ver.H27.20	Ver.H27.10

- ・ CD-ROM には、次のセットアッププログラムも収録されています。(プロダクト ID 不要)
相続・贈与税顧問 Ver.H22.22、Ver.H23.21、Ver.H24.20、Ver.H25.20、Ver.H26.30
- ・ 対象データは、平成 27 年版 (Ver.H27.10) および平成 26 年版 (Ver.H26.10/Ver.H26.20 /Ver.H26.30) で処理した案件データです。平成 26 年版の案件データは、「旧バージョンデータ読込」で移行します。
- ・ 財産評価顧問 (Ver.H27.1) からのデータ連動 (相続税申告書) が可能です。

1-2. リリース時期 (予定)

提供方法	送品・公開日時
CD 送品開始 (予定)	2016 年 1 月 29 日 (金)
マイページからのダウンロード公開 (予定)	2016 年 1 月 21 日 (木) 9 時

※保守契約にご加入で、改版納入方法をダウンロード選択された後に改版手配されたお客様は、「エプソン会計システム マイページ」よりダウンロードが可能です。

(参考)

平成 27 年分贈与税の申告と納税は、平成 28 年 2 月 1 日(月)から平成 28 年 3 月 15 日(火)までです。

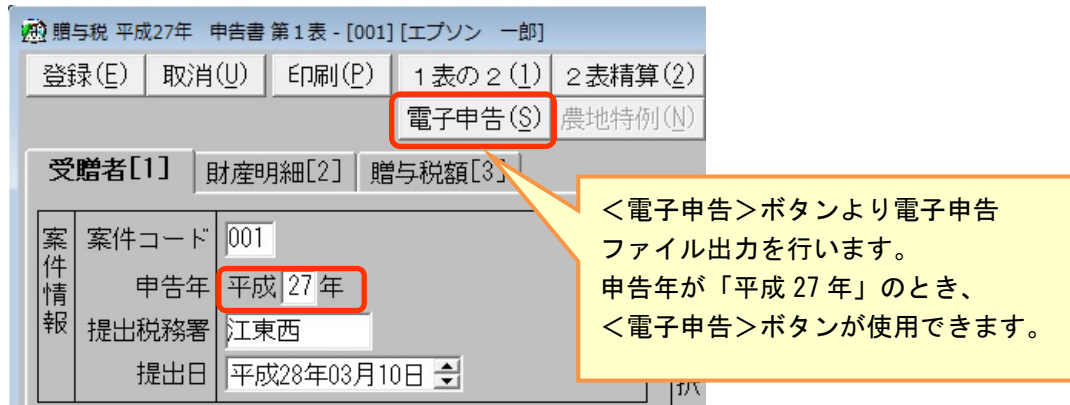
1-3. 相続・贈与税顧問 期限付きプロダクト ID

Ver.H27.20 用の 2 週間限定プロダクト ID をご連絡します。

期限付きプロダクト ID : 175617-036547-620487-570324

1-4. 贈与税の電子申告対応について

平成27年分贈与税の電子申告に対応した「相続・贈与税顧問Ver.H27.2 電子申告対応版 Ver.e1」を2016年1月29日 (金) にダウンロード公開する予定です。



2. 贈与税 改正の概要

贈与税システムに関する改正の内容は次のとおりです。

2-1. 税率構造の見直し

最高税率の引上げや直系尊属から贈与を受けた場合の贈与税の税率構造が次のとおり変更になりました。

基礎控除後の課税価格	改正前 税率	一般贈与財産		特例贈与財産	
		一般 税率	控除額	特例 税率	控除額
～ 200 万円以下	10%	10%	—	10%	—
200 万円超 ～ 300 万円以下	15%	15%	10 万円	15%	10 万円
300 万円超 ～ 400 万円以下	20%	20%	25 万円	20%	30 万円
400 万円超 ～ 600 万円以下	30%	30%	65 万円	30%	90 万円
600 万円超～1,000 万円以下	40%	40%	125 万円	40%	190 万円
1,000 万円超～1,500 万円以下	50%	45%	175 万円	40%	190 万円
1,500 万円超～3,000 万円以下		50%	250 万円	45%	265 万円
3,000 万円超～4,500 万円以下		55%	400 万円	50%	415 万円
4,500 万円超～				55%	640 万円

■ 特例贈与財産（特例税率を適用する財産）

暦年課税の場合において、直系尊属（父母・祖父母など）からの贈与により財産を取得した受贈者（財産の贈与を受けた年の1月1日において20歳以上の者に限る）については、「特例税率」を適用します。

■ 一般贈与財産（一般税率を適用する財産）

上記の「特例税率」の適用がない財産については、「一般税率」を適用します。

2-2. 相続時精算課税制度の見直し

適用対象者の範囲の拡大など相続時精算課税の適用要件が変更されました。

- ・適用対象とされる贈与者の年齢制限の引下げ
- ・適用対象とされる受贈者に贈与者の20歳以上の孫が追加

	改正前	改正後
贈与者	贈与をした年の1月1日において 65歳以上の父母又は祖父母など	贈与をした年の1月1日において 60 歳以上の父母又は祖父母など
受贈者	・贈与をうけた年の1月1日にお	・贈与をうけた年の1月1日におい

	いて 20 歳以上の者 ・ 贈与を受けた時において贈与者の推定相続人	て 20 歳以上の者 ・ 贈与を受けた時において贈与者の推定相続人及び孫
--	---------------------------------------	---

2-3. 住宅取得等資金の贈与税の非課税

平成 27 年 1 月 1 日から平成 31 年 6 月 30 日までの間に父母や祖父母など直系尊属からの贈与により、自己の居住の用に供する住宅用の家屋の新築、取得又は増改築等（以下「新築等」）の対価に充てるための金銭（以下「住宅取得等資金」）を取得した場合において、一定の要件を満たすときは、非課税限度額までの金額について、贈与税が非課税となります。

■住宅取得等資金の受贈者ごとの非課税限度額

住宅用の家屋の種類 住宅用家屋の新築 等に係る契約の締結日	省エネ等住宅	左記以外の 住宅	消費税等の税率が 10%の場合	
			省エネ等住宅	左記以外の 住宅
平成 27 年 12 月 31 日まで	1,500 万円	1,000 万円	—	—
平成 28 年 1 月 1 日から 平成 29 年 9 月 30 日まで	1,200 万円	700 万円	3,000 万円	2,500 万円
平成 28 年 10 月 1 日から 平成 29 年 9 月 30 日まで				
平成 29 年 10 月 1 日から 平成 30 年 9 月 30 日まで	1,000 万円	500 万円	1,500 万円	1,000 万円
平成 30 年 10 月 1 日から 平成 31 年 6 月 30 日まで	800 万円	300 万円	1,200 万円	700 万円

■震災に係る住宅取得等資金の受贈者ごとの非課税限度額

住宅用の家屋の種類 住宅用家屋の新築 等に係る契約の締結日	省エネ等住宅	左記以外の 住宅	消費税等の税率が 10%の場合	
			省エネ等住宅	左記以外の 住宅
平成 31 年 6 月 30 日まで	1,500 万円	1,000 万円	—	—
平成 28 年 10 月 1 日から 平成 29 年 9 月 30 日まで			3,000 万円	2,500 万円
平成 29 年 10 月 1 日から 平成 31 年 6 月 30 日まで			1,500 万円	1,000 万円

2-4. 様式変更

贈与税の次の帳票が変更される見込みです。

帳票名
第一表 贈与税の申告書
第一表の二 贈与税の申告書（住宅取得等資金の非課税の計算明細書）
第一表の三 贈与税の申告書（震災に係る住宅取得等資金の非課税の計算明細書）
第二表 贈与税の申告書（相続時精算課税の計算明細書）

第三表 贈与税の修正申告書（別表）
第三表 贈与税の修正申告書（別表の付表）
農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書
株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）
相続時精算課税選択届出書

《参考》国税庁のホームページ

相続税及び贈与税の税制改正のあらまし（平成 27 年 1 月 1 日施行）

<http://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/sozoku/aramashi/>

「住宅取得等資金の贈与税の非課税」のあらまし

<http://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/sozoku/pdf/jutaku27-310630.pdf>

3. システムの対応内容（予定）

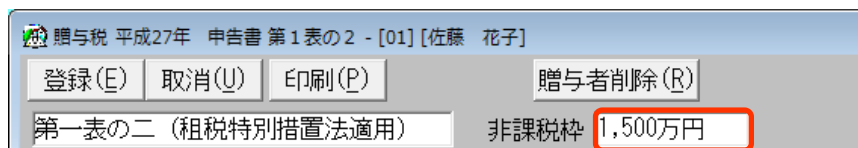
贈与税改正に伴う主な対応内容は、以下のとおりです。

3-1. 贈与税 帳票の変更（贈与税改正対応）

システムで対応している贈与税関係の帳票の主な変更点は次の予定です。印刷フォーム、入力画面などを変更します。

表番号	変更内容
第一表	<ul style="list-style-type: none"> ・ 欄外右上の帳票 ID の変更 ・ 財産区分（特例贈与財産、一般贈与財産）の追加 ・ 国外財産に該当するか否かの区分の追加
第一表の二	<ul style="list-style-type: none"> ・ タイトルの年分：平成 26 年分→平成 27 年分 に変更 ・ 非課税限度額：（1,000 万円又は 500 万円）→（1,500 万円又は 1,000 万円）に変更 ・ 「非課税限度額の残額の計算」欄が「非課税限度額」欄に変更 ・ 新築・取得・増改築等に係る契約年月日：項目追加
第一表の三	<ul style="list-style-type: none"> ・ タイトルの年分：平成 26 年分→平成 27 年分 に変更 ・ 「非課税限度額の残額の計算」欄が「非課税限度額」欄に変更 ・ 新築・取得・増改築等に係る契約年月日：項目追加
第二表	<ul style="list-style-type: none"> ・ 欄外右上の帳票 ID の変更 ・ 国外財産に該当するか否かの区分の追加
第三表（別表）	<ul style="list-style-type: none"> ・ タイトルの年分：平成 26 年分→平成 27 年分 に変更 ・ 非課税限度額の変更 ・ 第一表・第一表の二・第二表の変更に伴う変更
第三表（別表の付表）	<ul style="list-style-type: none"> ・ タイトルの年分：平成 26 年分→平成 27 年分 に変更 ・ 第一表の三の変更に伴う変更
農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第一表の項目追加に伴う変更
株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 説明の変更
相続時精算課税選択届出書	<ul style="list-style-type: none"> ・ マイナンバー記載欄の追加 ※平成 28 年分の届出書から記載します。平成 27 年分は記載不要です。 ・ 「2 年の途中で特定贈与者の推定相続人又は孫となった場合」、「推定相続人又は孫となった理由」、「推定相続人又は孫となった年月日」に変更

3-2. 住宅取得等資金の贈与税の非課税への対応（贈与税改正対応）



適用法	非課税枠
第一表の二（租税特別措置法適用）	1,000 万円
	1,500 万円
第一表の三（震災特例法適用）	1,000 万円
	1,500 万円

3-3. 税理士署名押印欄の対応（税理士法改正に伴う対応）

平成 26 年度税理士法改正、補助税理士制度の見直し（平成 27 年 4 月 1 日施行）がなされたことに伴い、税理士情報の設定方法や税務書類の税理士署名押印欄の出力方法を変更しました。

贈与税の次の帳票について対応します。

第一表 贈与税の申告書、第一表 贈与税の申告書（修正）、相続時精算課税選択届出書

※相続税については、前回の平成 27 年相続税対応版（Ver.H27.1）で対応済みです。

■プレビューからの印刷 設定項目の対応

申告書 第 1 表の [印刷] → [印刷] 画面の「税理士欄印刷」に、「事務所名」「税理士登録区分」「直接受任」の設定を追加します。

■税務署用紙への印刷 設定項目の対応

申告書 第 1 表の [印刷] → 「税務署用紙への印刷」画面の「税理士欄印刷」に、「事務所名」「税理士登録区分」「直接受任」の設定を追加します。

■相続時精算課税選択届出書の印刷 設定項目の対応

相続時精算課税選択届出書の [印刷] → [印刷] 画面の「作成税理士欄印刷」に、「事務所名」「税理士登録区分」「直接受任」の設定を追加します。

3-4. 未対応の相続税帳票について

次の帳票は当システムでは未対応とさせていただきます。

なお、相続税 R4 では Ver.15.20 で以下のように対応する予定です。

- ・ 第 4 表の付表 相続税額の加算金額の計算書付表（措置法第 70 条の 2 の 3 第 10 項 2 号に規定する管理残額がある場合）（平成 27 年 4 月分以降用）
＜相続税 R4＞帳票入力画面、帳票印刷に対応予定
- ・ 第 8 の 4 表 医療法人持分納税猶予税額・税額控除額の計算書（平成 26 年 10 月分以降用）
- ・ 第 8 の 4 表の付表 医療法人の持分の明細書・基金拠出型医療法人へ基金を拠出した場合の医療法人持分税額控除額の計算明細書（平成 26 年 10 月分以降用）
＜相続税 R4＞計算結果の入力画面のみ対応予定（帳票印刷は未対応）

4. 贈与税 平成27年分の先行入力、過年分データの利用について

4-1. 平成27年贈与税 贈与財産データの先行入力

- (1) 相続・贈与税顧問 Ver.H27.1 の「贈与税 平成 26 年」で、案件データを作成して平成 27 年分贈与税の財産データを先行入力することができます。
 - ・バージョンアップ後は、住宅取得等資金の非課税枠などを見直してください。
- (2) 相続・贈与税顧問 Ver.H26.3 の「贈与税 平成 26 年」で、平成 27 年分贈与税を先行入力することができます。
 - ・ Ver.H27.2 をセットアップ後は、相続税案件選択の「旧バージョンデータ読込」で案件データを移行します。
 - ・ 贈与税案件データのみを取込む場合は、Ver.H27.2 をセットアップ後に案件選択後の贈与税案件選択で「旧案件取込」により、平成 27 年の贈与税案件データを取り込んでください。

相続税 R4 へコンバートする場合、相続・贈与税顧問の贈与税案件は、平成 27 年分の贈与税案件を含め、すべて「過去申告参照用」としてコンバートされます。
相続税 R4 H27 (Ver. 15.2) のリリース前に、平成 27 年分の贈与税の申告データを先行入力する場合は、相続税 R4 H27 (Ver. 15.1) で行ってください。

4-2. 過年分データを利用する場合

過年分の贈与案件データを利用して、平成 27 年の贈与案件データを作成できます。

(1) 「旧バージョンデータ読込」を利用する場合

平成 26 年分の相続案件（贈与案件データ）を利用して、「平成 27 年分」の贈与案件データを作成する場合は、相続税案件選択の「旧バージョンデータ読込」で案件データを移行してから、贈与税案件選択の「案件コピー」をクリックします。

- ① 相続・贈与税顧問 H27 年を起動し、[オプション]→[旧バージョンデータ読込]を選択して、利用したい案件を読込みます。
- ② 平成 26 年分の贈与案件データを利用する場合は、該当の相続税の案件選択後、[贈与税]→[案件選択・作成]より「案件コピー」を選択し、「コピーの目的：年度を繰り越して作成する」を選択して作成します。
過年度の入力データを利用する場合は、「コピーの目的：申告区分を変えずに複写する」を選択して、申告年を平成「27」年に変更して作成します。

(2) 贈与税「旧案件取込」を利用する場合

贈与案件データのみを取り込んで利用する場合は、「旧案件取込」により「平成 25 年」までの贈与案件データを取り込み、「案件コピー」をクリックします。

平成 26 年分の贈与案件データを利用する場合は、該当の相続案件を選択後、[贈与税]→[案件選択・作成]より「案件コピー」を選択し、「コピーの目的：年度を繰り越して作成する」を選択して作成します。

過年分の入力データを利用する場合は、「コピーの目的：申告区分を変えずに複写する」を選択して、申告年を平成「27」年に変更して作成します。

5. バージョンアップについて

Ver.H27.20 へバージョンアップする場合、既にセットアップしている相続・贈与税顧問 Ver.H27.10 をアンインストールする必要はありません。上書きでセットアップします。相続・贈与税顧問 平成 27 年版 Ver.H27.10 (贈与税 平成 26 年) が、Ver.H27.20 (贈与税 平成 27 年) に置き換わります。

※Ver.H27.20 へバージョンアップ後、贈与税 案件選択の「申告年」が前年 (平成 26 年) 以前の案件は、画面全体を入力不可としているため、訂正入力や申告書の印刷などは行えません。修正申告は、申告年に応じた年度のプログラムをご使用ください。

■案件データの変換処理

以下の処理が起動されたときに、相続・贈与税顧問 Ver.H27.2 用のデータに変換処理を行います。

(1) 相続・贈与税顧問システムを最初に起動したとき (全案件一括)

相続・贈与税顧問 Ver.H27.1 や財産評価顧問 Ver.H27.1 で作成した案件データを一括でデータ変換します。

※システム起動時は、全案件データ一括で変換処理を行うため、バージョンアップ後に最初にシステムを起動したときには、若干時間がかかる場合があります。

(2) 案件選択画面でリストアが行われたとき (1 案件ごと)

相続・贈与税顧問 Ver.H27.1 や財産評価顧問 Ver.H27.1 のバックアップデータをリストアしたときに、データ変換処理を行います。

(3) 旧バージョンデータ読込が行われたとき (1 案件ごと)

相続・贈与税顧問 Ver.H26.3 で平成 27 年分の贈与税データを先行入力している場合など、バージョンアップ後に旧バージョンデータ読込を行うと、データ変換処理を行います。

※バージョンアップ前に、Ver.H27.1 において「旧バージョンデータ読込」で移行した案件データは、Ver.H26.3 で作成していた贈与税データも一緒に取り込まれています。

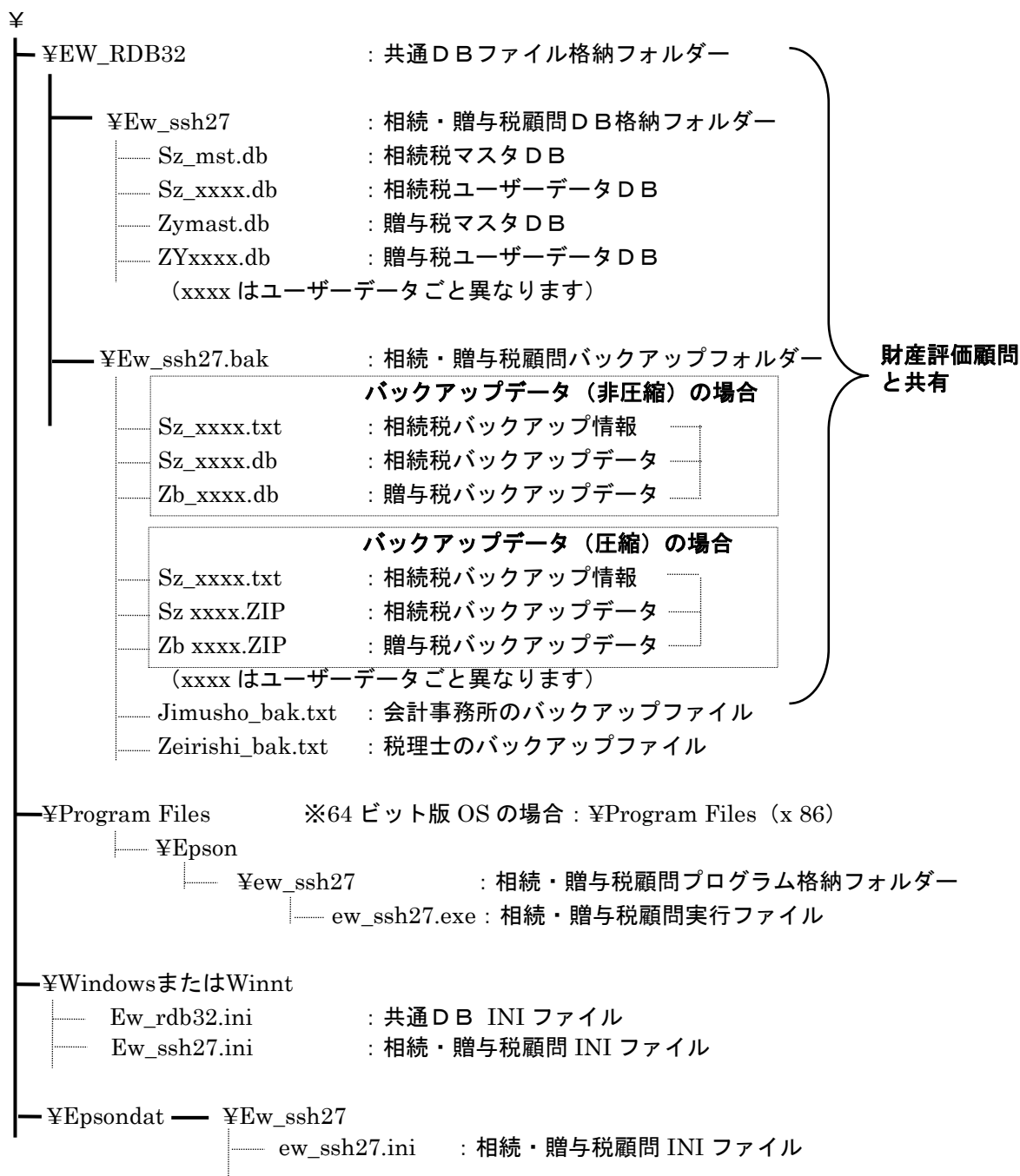
(4) 贈与税案件選択 旧案件取込が行われたとき

贈与税案件選択画面で「旧案件取込」により「平成 26 年」までの贈与税案件データの取り込みを行うと、データ変換処理を行います。

6. フォルダの構成

Ver.H27.20 プログラムのフォルダは次のとおりです。

Ver.H27.1 のプログラムフォルダと同じフォルダに登録されます。



以上、よろしくお願ひします。